令和 4 年度事業報告

I マラッカ・シンガポール海峡(以下「マ・シ海峡」という)における航行安全に係る国際的な資金協力事業

1 資金拠出関係業務

当協議会は、航行援助施設基金(ANF: Aids to Navigation Fund、以下「基金」という)に対して、一般社団法人日本船主協会、石油連盟、エネルギー関連団体等からのご協力いただいた資金を拠出してきている。

平成 21 年から平成 25 年までは各年度 50 万米ドルを、平成 26 年は 30 万米ドルを、平成 27 年から令和 3 年は、基金積立額等を総合的に勘案し毎年 10 万米ドルの拠出を行ってきた。

(令和4年度)

基金に10万米ドルの拠出を行った。

2 基金委員会関係業務

沿岸3国が実施する航行援助施設の維持管理・更新に係る費用に充てるため、基金から支出される予算と決算、業務計画と進捗管理等を審議するために、マ・シ海峡「航行援助施設基金委員会」(以下、「基金委員会」という)が年2回開催される。

当協議会は、基金委員会に出席し、意見の具申・交換等を行うとともに必要な情報収集を行っている。また、当協議会から基金への拠出額を表明するとともに、当協議会が基金委員会から委託されている業務監査報告を行い改善点の勧告を行っている。

(令和 4 年度)

第 26 回基金委員会(令和 4 年 6 月 21 日~22 日、於:バリ島)に永松専務理事が出席し、令和 2 年及び 3 年分の航行援助施設維持管理業務監査報告を行うとともに、令和 4 年分として基金への 10 万米ドルの拠出表明を行った。

第 27 回基金委員会(令和 4 年 11 月 22 日~23 日、於:ジョグジャカルタ)に永松専務理事がウェブ参加し、令和 4 年航行援助施設維持管理業務監査中間報告を行うとともに、沿岸国の事業計画に対する意見表明等を行った。

3 基金委員会から受託した業務監査業務

当協議会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理の経験と能力を評価され、基金委員会から業務監査人として選定されている。

沿岸3国が基金の資金を利用して行う航行援助施設維持管理業務が、業務計画どおりに遂行されているか確認するため、当協議会職員を派遣して実際の現場での立会監査を行い、その履行状況チェック及び改善勧告等を業務監査報告書として纏め、年2回の基金委員会に提出している。

(令和 4 年度)

(1)立会業務監杳

令和4年前半及び後半分並びに令和5年前半分(シンガポールのみ)の 業務として沿岸3国が実施した航行援助施設維持管理業務(定期見回り及 び点検作業)に対し、次の通り職員等を派遣し、監査業務を実施した。

- ①令和 4 年 6 月 28 日~30 日、シンガポール、3 基の航行援助施設
- ②令和 4 年 7 月 4 日~7 月 28 日、インドネシア、28 基の航行援助施設
- ③令和 4 年 10 月 11 日~20 日、マレーシア、18 基の航行援助施設
- ④令和 4 年 11 月 8 日~30 日、インドネシア、28 基の航行援助施設
- ⑤令和 5 年 1 月 18 日~20 日、シンガポール、3 基の航行援助施設

(2) 監査報告、改善勧告

第26回基金委員会(令和4年6月21日~22日、於:バリ島)に永松専務理事が出席し、令和2年及び3年分の航行援助施設維持管理業務監査報告を行い、了承された。また、令和4年~令和6年の業務監査人となることの了承を得た。

第 27 回基金委員会(令和 4 年 11 月 22 日~23 日、於:ジョグジャカルタ)に永松専務理事がウェブ参加し、令和 4 年航行援助施設維持管理業務監査中間報告を行い、了承された。

Ⅱ マ・シ海峡の航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

1 沿岸国の行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、 当協議会は、上記 I.3 のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の 要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理指導等 の技術協力を行っている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う職員等に加え、民間会社の技術専門職員を 委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

(令和4年度)

上記 I. 3 (1) の立会業務監査と並行して作業現場で指導、技術協力を行ったが、このうち令和 4 年後半分(マレーシア(10 月)及びインドネシア(11 月))については、佐々木技術アドバイザーに加え、民間会社の技術専門家を委嘱して同行の上、技術協力を行った。

2 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

(1)協力メカニズムの多国間国際会議

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協力フォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸3国技術専門家会合が存在し、毎年秋に沿岸3国が交替で主催している。

(令和4年度)

令和4年7月18日~22日、クアラルンプール(マレーシア)において開催された協力フォーラム、沿岸3国技術専門家会合及びプロジェクト調整委員会に事務局長が出席し、意見表明等を行った。

(2)油濁防除回転基金委員会

昭和 56 年に当協議会と沿岸 3 国の間で取り交わされた了解覚書に基づき、マ・シ海峡における船舶事故による油流出時の回収等初期費用支弁援助のために設けられた基金の管理を行う油濁防除回転基金委員会(RFC:

Revolving Fund Committee)が設置されている。毎年開催される RFC には、メンバーである沿岸 3 国以外では当協議会に対してのみオブザーバーとしての参加要請が行われている。

(令和4年度)

第 41 回 RFC(令和 4 年 11 月 18 日、於:シンガポール)に永松専務理事がウェブ参加し、基金管理状況を確認するとともに、基金に係る事業について意見を述べた。

Ⅲ マ・シ海峡における航行安全に係る調査研究事業

1 マ・シ海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査

マ・シ海峡の航行援助施設に関わる協力の一環として、国土交通省は、近い将来更新を要する航行援助施設代替のための「航行援助施設更新事前調査事業」を平成20年度から実施してきており、当協議会は、同調査に対する協力業務を実施してきている。

(令和4年度)

令和5年1月23日~2月3日にインドネシア海域で実施された調査に 佐々木技術アドバイザーが現地に同行し、インドネシア政府との調整、調 査実施への協力を行った。

2 マ・シ海峡に係る人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と協力への貢献を図ることを目的として、平成24年以降、ポートクラン(マレーシア)で沿岸3国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。当協議会は、同事業に対する協力業務を実施してきている。

(令和4年度)

令和 5 年 2 月 28 日~3 月 9 日にポートクランで行われた「人材育成研修事業」に対して、永松専務理事がリモートで講義を行い、佐々木技術アドバイザーが現地で講義を行うとともに受講者との意見交換会に出席した。

3 マ・シ海峡における水路測量事業

平成27年から開始された当協議会と沿岸3国によるマ・シ海峡の共同水路測量事業は、フェーズ1事業(平成27年~平成28年、緊急に測量が必要な5海域を対象)とフェーズ2事業(平成29年~令和2年、500Kmに及ぶ分離通航帯(TSS: Traffic Separation Scheme)の水深30m以浅の部分を対象)に区分される。フェーズ1事業は成功裏に終了し、平成28年に電子海図の更新が行われ、現在はフェーズ2事業を実施している。

マ・シ海峡の航行安全の向上という成果は広く ASEAN 各国の経済にも 資するとの認識であることから、フェーズ 2 事業は、日本 ASEAN 統合基 金(JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund)を活用して協力し、当協議会 が実質的な調整・進捗管理を担っている。

(令和4年度)

分離通行帯の北部マレーシア海域の測量は、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年3月18日に測量作業の中断を余儀なくされが、沿岸国及び日本側関係者と調整し、令和4年7月に測量再開し8月に完了した。

その後、朝日航洋(株)においてデータ処理を行い、令和4年12月1日~2日に「第3回測量データ品質管理会議」を開催し、データの正確性検証を行い、マレーシアにデータを引き渡した。

また、令和 5 年 3 月 14 日~16 日にマレーシアで開催された電子海図調整ワークショップの開催において共同測量海域、接合海域について検討し、所要の修正を経て 7 月 17 日に第 7 版の電子海図(MSS-ENC)を刊行予定とすることが決定された。この他、令和 5 年 9 月にインドネシアにおいて開催予定の ASEAN ワークショップの開催準備等を行った。

マ・シ海峡における水路測量事業の収支状況

水路測量事業の総事業費は 968 万米ドルであり、平成 28 年度には総事業費の 70%相当額(6,775,781.60 米ドル)、令和 2 年度には総事業費の 20%相当額(1,935,937.60 米ドル)の送金があった。これらの資金は一旦、JAIF 米ドル口座に入金した。

当協議会は、水路測量事業のうち、事業管理(工程管理・資金管理)業務を担当しており、総事業費のうちの一定額が JAIF の規程に基づき、当協議会の事務経費(マ協管理事業費)として認められている。当協議会はこれを「JAIF管理事業収益」として収益計上しているが、令和 4 年度の JAIF 管理事業収益はなかった。

マ協管理事業費を除いた資金については、水路測量事業実施のために預かっている資金であることから、別管理を行っている。この資金は、米ドルと円の口座に分けて管理しており、平成28年度から令和4年度までの収支の状況及び期末残高は以下のとおりである。

なお、JAIF 米ドルロ座及び同口座より出金した米ドル現金と JAIF 円口座を合わせた令和 4 年度期末残高は、264, 103, 864 円(US\$1, 977, 713. 53×133. 54円) に 881, 894 円を加えた 264, 985, 758 円である。(133. 54 円は令和 4 年度期末米ドル為替相場である。)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
収入							
JAIF からの入金	6, 775, 781. 60	0	0	0	1, 935, 937. 60	0	0
受取利息	3, 745. 42	2, 900. 19	2, 150. 41	763, 03	246. 79	231. 86	224. 99
小計	6, 779, 527. 02	2, 900. 19	2, 150. 41	763. 03	1, 936, 184. 39	231. 86	224. 99
支出							
JAIF円口座へ振替	4, 800, 000. 00	0	900, 000. 00	0	0	0	344, 595. 09
JAIF 事業費	55, 136. 70	23, 901. 00	61, 315. 00	18, 723. 00	0	0	4, 500. 00
マ協管理事業費	474, 304. 71	0	0	0	63, 116. 86	0	0
小計	5, 329, 441. 41	23, 901. 00	961, 315. 00	18, 723. 00	63, 116. 86	0	349, 095. 09
期首残高	0	1, 450, 085. 61	1, 429, 084. 80	469, 920. 21	451, 960. 24	2, 325, 027. 77	2, 325, 259. 63
期末残高	1, 450, 085. 61	1, 429, 084. 80	469, 920. 21	451, 960. 24	2, 325, 027. 77	2, 325, 259. 63	1, 976, 389. 53

- ※1 JAIF 事業費には、潮汐観測の実施業者への委託費、オブザーバーとして測量船に乗る沿岸三か国担当者の旅費、 水路測量調査管理委員会の会議費等の海外で支払いが発生する費用が含まれる。
- ※2 マ協管理事業費は、当協議会の JAIF 管理事業収益に対応する。
- ※3 令和 4 年度は、JAIF 米ドルロ座から出金した現金 US\$1,324.00 の残高があるため、JAIF 米ドル期末残高合計は US\$1,977,713.53 である。

JAIF円口座収支

(単位:円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
収入							
JAIF 米ドル	550, 752, 000	0	102, 267, 000	0	0	0	47, 020, 000
口座からの振替	(US\$4, 800, 000)		(US\$900, 000)				(US\$344, 595. 09)
受取利息	1, 005	2, 217	2, 374	1, 830	783	767	624
小計	550, 753, 005	2, 217	102, 269, 374	1, 830	783	767	624
支出							
JAIF 事業費	328, 342, 320	23, 156	123, 531, 206	124, 043, 210	106, 814	0	123, 120, 000
期首残高	0	222, 410, 685	222, 389, 746	201, 127, 914	77, 086, 534	76, 980, 503	76, 981, 270
期末残高	222, 410, 685	222, 389, 746	201, 127, 914	77, 086, 534	76, 980, 503	76, 981, 270	881, 894

※ JAIF事業費には、水路測量作業の実施業者へ支払う委託費、測量船に乗る水路測量専門家の旅費及び水路測量調査 管理委員会出席者の旅費等の国内で発生する費用が含まれる。

Ⅳ 理事会・評議員会の開催

1 理事会

令和4年度は、次の通り6回の理事会が開催された。

(1) 令和 4 年度第 1 回理事会 令和 4 年 6 月 1 日

開催場所 海運ビル会議室

決議事項 令和3年度事業報告及び決算報告

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、共同水路測量の 進捗状況、「マラッカ海峡協議会の財務状況改善等に関する 検討会(仮称)」の設置

(2) 令和 4 年度第 2 回理事会 令和 4 年 7 月 1 日 (書面表決)

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 代表理事の選定:池田潤一郎理事を代表理事(会長)に、春 成誠理事を代表理事(理事長)に選定した。

業務執行理事の選定:永松健次理事を業務執行理事(専務理事)に選定した。

顧問の委嘱:寺嶋潔を顧問に委嘱した。

規程の制定:「謝金規程」の制定を決議した。

(3) 令和4年度第3回理事会 令和4年10月18日(書面表決) 開催方法 決議の省略の方法 決議事項 令和4年度第2回評議員会招集の件

(4) 令和 4 年度第 4 回理事会 令和 4 年 11 月 29 日

開催場所 海運ビル会議室

決議事項 諸規程の改正、有価証券保有目的変更及び基本財産の一部処 分

報告事項 協力メカニズム関連会議の結果概要、共同水路測量の進捗 状況、第 41 回油濁防除回転基金委員会の結果概要、「マラッカ海峡協議会の財務状況等に関する検討会」の検討状況、 職員の懲戒処分等その他

(5) 令和 4 年度第 5 回理事会 令和 5 年 2 月 9 日(書面表決)

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 令和4年度第3回評議員会招集の件

(4) 令和 4 年度第 6 回理事会 令和 5 年 3 月 23 日

開催場所 NS 虎ノ門ビル AP 虎ノ門会議室

決議事項 令和 5 年度事業計画及び収支予算、令和 5 年度第 1 回評議員 会の招集、諸規程の改正

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、共同水路測量 事業の進捗状況、「マラッカ海峡協議会の財務状況改善等に 関する検討会」の検討状況その他

2 評議員会

令和4年度は、次の通り3回の評議員会が開催された。

(1) 令和 4 年度第 1 回評議員会 令和 4 年 6 月 17 日

開催場所 海運ビル会議室

決議事項 令和3年度事業報告及び決算報告、評議員及び役員の選任

報告事項 共同水路測量の進捗状況、「マラッカ海峡協議会の財務状況 改善等に関する検討会(仮称)」の設置

(2) 令和 4 年度第 2 回評議員会 令和 4 年 11 月 29 日

開催場所 海運ビル会議室

決議事項 有価証券保有目的変更及び基本財産の一部処分

報告事項 協力メカニズム関連会議の結果概要、共同水路測量の進捗 状況、第 41 回油濁防除回転基金委員会の結果概要、「マラッカ海峡協議会の財務状況等に関する検討会」の検討状況、 職員の懲戒処分等その他

(3) 令和 4 年度第 3 回評議員会 令和 5 年 3 月 23 日

開催場所 NS 虎ノ門ビル AP 虎ノ門会議室

決議事項 令和5年度事業計画及び収支予算

報告事項 諸規程の改正、共同水路測量事業の進捗状況、「マラッカ海峡協議会の財務状況改善等に関する検討会」の検討状況そ の他

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項及び当協議会定款第11条第1項第2号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。